
鋼船規則検査要領

V 編

満載喫水線

要
領

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 達 第 27 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 5 月 8 日 達 第 27 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

V 編 満載喫水線

V2 乾舷の指定及び満載喫水線の標示

V2.2 乾舷の指定及び満載喫水線の標示

V2.2.1 乾舷の指定

-12.として次の 1 項を加える。

-12. 満載喫水線規則第 17 条第 2 項（条約 36 規則(6)関連）の適用上、次の(1)及び(2)による。

(1) 次の(a)及び(b)に掲げるものは「連続した倉口」とみなして差し支えない。

(a) 1 つの倉口のみを有する場合には、当該倉口

(b) 2 つ以上の倉口を有する場合には、倉口間に縦通したコーミングが設けられており、かつ、当該倉口間が上部に甲板を有する風雨密性の鋼製構造物により接続されているもの（図 V2.2.1-2.(1)参照）。この場合、当該倉口及び倉口間の風雨密性の鋼製構造物により閉囲されたすべての空間を連続した倉口とみなして差し支えない。

(2) 2 つ以上の倉口を有する場合には、前(1)(b)に該当する場合を除き、すべての倉口（縦通したコーミングによって倉口同士が接続されているものを含む。）は、「分立トランク」とし、「連続した倉口」とはみなさない（図 V2.2.1-2.(2)及び図 V2.2.1-2.(3)参照）。ただし、当該倉口は、満載喫水線規則第 17 条（条約 36 規則関連）に適合することを条件に、乾舷指定計算の際にそれぞれ「トランク」とみなして差し支えない。

図 V2.2.1-2.(1)から図 V2.2.1-2.(3)として次の図を加える。

図 V2.2.1-2.(1)

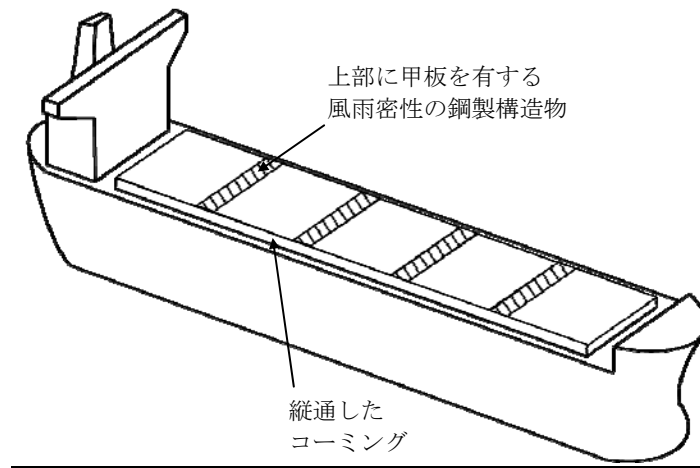


図 V2.2.1-2.(2)

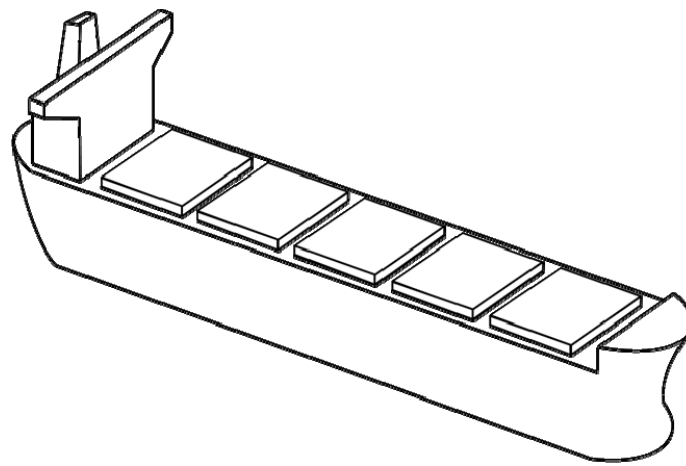
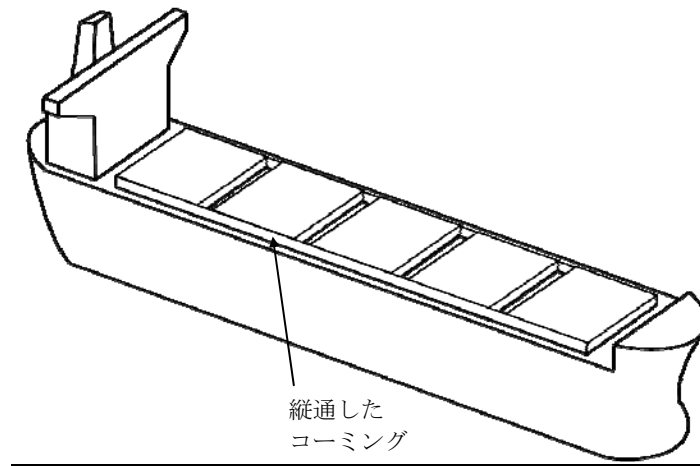


図 V2.2.1-2.(3)



附 則

1. この達は、2015 年 7 月 1 日から施行する。